



インターネット光回線の 訪問販売や電話勧誘販売にご注意

【事例1】別の事業者との契約だった。

「通信契約の見直しに関する提案をさせてほしい」と突然の勧誘があり、自分が現在契約している大手事業者だと思って契約したが、後でまったく関係のない事業者だったとわかった。

【事例2】利用料金が高くなった。

「今、ご利用のサービスよりも料金が安くなる」と言われて契約したのに、実際はオプション等について利用料金が高くなってしまった。

このようなトラブル防止のために次のポイントを確認しましょう。

○契約時に注意すること

(1) 事業者の名称を確認しましょう。

事業者が自己の名称等を告げずに勧誘する行為は法律で禁止されています。まずは冷静に事業者名を確認しましょう。

(2) 契約内容をよく確認しましょう。

契約前に事業者はサービスの提供条件の概要説明をしなければなりません。

契約をする前に、十分な説明を求め、不明な点は確認をして、サービス内容、利用料金、解約時に請求される費用等を理解しましょう。

※2022年7月から、電話勧誘販売では、消費者が十分理解しないまま契約してトラブルにつながることを防ぐため、基本的に事業者が契約前に消費者に提供条件の説明書面を交付して概要を説明することが義務付けられています。

(3) 不要なら、きっぱり断りましょう。

消費者が断っているのに事業者が勧誘を続ける行為は禁止されています。

○契約を解除したい場合

契約書面受領後8日以内であれば、初期契約解除制度で違約金なしで契約を解除できます。但し、事務手数料、工事を実施していた場合は工事費、利用したサービス料は契約に基づき支払うことになるので注意しましょう。

トラブル防止のためにはすぐに契約を決めず、事業者名や契約内容をしっかり確認することが大切です。

相談専用電話 06-6998-3600

守口市消費生活センター（守口市役所内）

相談時間 午前9時00分～午後4時30分
土・日曜・祝日の相談窓口は、

消費者ホットライン 188（局番なし）